

公的個人認証サービス事務処理要領 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">公的個人認証サービス事務処理要領</p> <p>第1 総説</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定義 (略)</p> <p>(31) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。</p> <p><u>(32) カード代替電磁的記録</u> <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録をいう。</u></p> <p><u>(33) ~</u></p> <p><u>(45)</u></p> <p>3~4 (略)</p> <p>第2 認証業務</p> <p>1 電子証明書の発行</p> <p>(1) 申請者／利用者による申請に基づく電子証明書の新規発行／更新（本人の場合）</p> <p>ア 事務手順</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 申請者／利用者の本人性確認</p> <p>A 本人確認書類の提示／提出要求（法第3条第3項、法第22条第3項、規則第5条、規則第41条、電子署名に係る地方公共団体の認証</p>	<p style="text-align: center;">公的個人認証サービス事務処理要領</p> <p>第1 総説</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定義 (略)</p> <p>(31) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。</p> <p>(新設) (新設) (新設)</p> <p><u>(32) ~</u> (略) (略)</p> <p><u>(44)</u></p> <p>3~4 (略)</p> <p>第2 認証業務</p> <p>1 電子証明書の発行</p> <p>(1) 申請者／利用者による申請に基づく電子証明書の新規発行／更新（本人の場合）</p> <p>ア 事務手順</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 申請者／利用者の本人性確認</p> <p>A 本人確認書類の提示／提出要求（法第3条第3項、法第22条第3項、規則第5条、規則第41条、電子署名に係る地方公共団体の認証</p>

業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年総務省令第 26 号）附則第 2 条）

（略）

(A) 個人番号カード （有効期間内又は個人番号カードに添付された写真と申請者／利用者の同一性を確認すること等により交付申請者が本人であることを確認できた場合に限り個人番号カードの有効期間満了の日から 6 月以内に限る。）

(B) ～ (D) （略）

(E) 電子証明書の発行の申請について、申請者／利用者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地区町村長が適当と認める方法により当該申請者／利用者に対して文書で照会したその回答書及び住所地区町村長が適当と認める書類

（略）

なお、学生証、民間企業の社員証又は申請者／利用者名義の預金通帳に相当するアプリケーションに係る映像面の提示を受けることも考えられるが、上に掲げる書類の提示を受けることが困難である場合であって、映像面の操作を求める措置（必要に応じて追加で適宜、口頭で質問を行って補足する等の措置）をとる場合に限る。（令和 6 年 6 月 3 日付け総行マ第 68 号通知別紙を参照）。

（略）

(F) （略）

B 住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合及び住基カード又は個人番号カードの運用状況の確認（住基カード（基本 4 情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カードが提示された場合）

本人確認書類として住基カード（基本 4 情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カード（顔認証カードを除く。）が提示さ

業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年総務省令第 26 号）附則第 2 条）

（略）

(A) 個人番号カード

(B) ～ (D) （略）

(E) 電子証明書の発行の申請について、申請者／利用者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地区町村長が適当と認める方法により当該申請者／利用者に対して文書で照会したその回答書及び住所地区町村長が適当と認める書類

（略）

なお、学生証、民間企業の社員証又は申請者／利用者名義の預金通帳に相当するアプリケーションに係る映像面の提示を受けることも考えられるが、上に掲げる書類の提示を受けることが困難である場合であって、映像面の操作を求める措置（必要に応じて追加で適宜、口頭で質問を行って補足する等の措置）をとる場合に限る。（令和 6 年 6 月 3 日付け総行マ第 68 号通知別紙を参照）。

（略）

(F) （略）

B 住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合及び住基カード又は個人番号カードの運用状況の確認（住基カード（基本 4 情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カードが提示された場合）

本人確認書類として住基カード（基本 4 情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カード（顔認証カードを除く。）が提示さ

れた場合は、統合端末の操作者の認証を行った上で、当該統合端末にて申請者／利用者に当該住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合を行わせることにより、より確実な本人性の確認を行う。顔認証カードが提示された場合又は暗証番号の照合に失敗した場合は、平成21年4月20日以後に交付された基本4情報が記載されている住基カード又は個人番号カードについて、半導体集積回路に記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認できた場合及び申請者／利用者に係る住民票の記載事項その他の市町村長が適当と認める事項の申告を受ける場合を除いて、受付不可とする。

(略)

C (略)

(ウ)～(ク) (略)

(ケ) 交付状況の記録

電子証明書の交付の状況に関して、申請者／利用者から徴収した電子証明書の発行に係る手数料の機構への支払いなど事務の適正・迅速な処理に資するよう、住所地市区町村長において交付状況を適宜記録することが適当である。

イ～ク (略)

(削る)

れた場合は、統合端末の操作者の認証を行った上で、当該統合端末にて申請者／利用者に当該住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合を行わせることにより、より確実な本人性の確認を行う。顔認証カードが提示された場合又は暗証番号の照合に失敗した場合は、平成21年4月20日以後に交付された基本4情報が記載されている住基カード又は個人番号カードについて、半導体集積回路に記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認できた場合を除いて、受付不可とする。

(略)

C (略)

(ウ)～(ク) (略)

(ケ) 交付状況の記録

電子証明書の交付の状況に関して、新規発行／更新申請書に追記した事務処理上の項目について後日容易に把握できるよう、適宜まとめ、記録簿に記録しておくことが適当である。

なお、当該記録簿は、事務の適正・迅速な処理に資するよう、定型的な様式を作成し、原則としてこれに記載することとするのが適当である。参考までに基本事項及び個別事項についての様式の例を示せば、1-(1)-ケ、コに掲げるとおりである。

イ～ク (略)

ケ 交付記録簿の記載事項

当該記録簿には、事務の適正・迅速な処理に資するよう、電子証明書の種類ごとに以下の点について留意することが望ましい。

(ア) 受付年月日

証明書新規発行／更新の申請を受け、発行した年月日を記載する。

(削る)

(2) 申請者／利用者による申請に基づく電子証明書の新規発行／更新（代理人の場合）

ア 事務手順

(ア) 新規発行／更新申請書その他の必要書類の受理

A・B (略)

C その他の必要書類

申請者／利用者の代理人として電子証明書の交付を受けようとする者に対し、新規発行／更新申請書に加え、次に掲げる書類（申請者／利用者が特定年齢未満申請者であり、かつ、その者に係る出生の届出と同時に申請をする場合にあっては、1－(1)－ア－(イ)－A－(F))を提示又は提出させなければならない（規則第5条第2項及び第3

(イ) 電子証明書発行のための通信件数

1－(1)－イ－(タ)として記録した、一度の発行申請に基づく発行手続の過程で、機構に電子証明書の発行要求を送信し、受信に成功した件数の1日の総計を記載する。

(ウ) 電子証明書の交付件数

上述(イ)のうち、後述(カ)破棄／職権失効数を除き、交付に至った件数について記載する。

(エ) 電子証明書の有償の交付件数

上述(ウ)のうち、所定の手数料を徴収して交付した件数を記載する。

(オ) 電子証明書の無償の交付件数

上述(ウ)のうち、無償で証明書を交付した件数を記載する。

(カ) 破棄／職権失効件数

1－(1)－イ－(チ)として記録した、一度の発行申請に基づく発行手続の過程で、1－(1)－ア－(キ)－Aにおける破棄及びその他の手続誤り等による職権失効を行った件数の1日の総計を記載する。

コ 交付記録簿の様式例

(略)

(2) 申請者／利用者による申請に基づく電子証明書の新規発行／更新（代理人の場合）

ア 事務手順

(ア) 新規発行／更新申請書その他の必要書類の受理

A・B (略)

C その他の必要書類

申請者／利用者の代理人として電子証明書の交付を受けようとする者に対し、新規発行／更新申請書に加え、次に掲げる書類（申請者／利用者が特定年齢未満申請者であり、かつ、その者に係る出生の届出と同時に申請をする場合にあっては、1－(1)－ア－(イ)－A－(F))を提示又は提出させなければならない（規則第5条第2項及び第3

項、規則第 41 条第 2 項及び第 3 項)。

(A) 申請者／利用者本人の署名又は記名押印がある委任状（代理人
が法定代理人 (登記事項証明書の代理行為目録又は代理権目録
(以下「代理行為目録等」という。)により代理権を有している
と認められる保佐人、補助人及び任意後見人を含む。以下同じ。))
である場合にあつては、戸籍謄本、代理行為目録等その他の法定
代理人であることを示す書類 (以下「戸籍謄本等」という。)。
ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを
確認できる場合は、市町村長の判断により、戸籍謄本等を省略す
ることができる。

(B) 電子証明書の新規発行／更新の申請について、申請者／利用者
が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくもので
あることを確認するため、郵便その他住所地市区町村長が適当と認
める方法により当該申請者／利用者に対して文書で照会したそ
の回答書及び住所地市区町村長が適当と認める書類

(略)

なお、当該代理人が法定代理人であるとき及び転入届又は転
居届と併せて、発行の申請を行う場合であつて、当該代理人が申
請者／利用者と同一世帯人であるときは、回答書は不要とする。

本回答書に記載された暗証番号については、法定代理人以外
の代理人が当該暗証番号を知り得ることのないよう、申請者／
利用者に隠蔽シールを貼付し又は当該回答書を封筒に封入・封
緘する措置を講じさせなければならない。回答書が不要な場合
においても、暗証番号については、法定代理人以外の代理人等
が当該暗証番号を知り得ることのないよう、申請者／利用者
に隠蔽シールを貼付し又は封筒に封入・封緘する措置を講じた書
類を代理人に提出させなければならない。

(略)

項、規則第 41 条第 2 項及び第 3 項)。

(A) 申請者／利用者本人の署名又は記名押印がある委任状（代理人
が法定代理人である場合にあつては、戸籍謄本その他の法定代理
人であることを示す書類)

(B) 電子証明書の新規発行／更新の申請について、申請者／利用者
が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくもので
あることを確認するため、郵便その他住所地市区町村長が適当と認
める方法により当該申請者／利用者に対して文書で照会したそ
の回答書及び住所地市区町村長が適当と認める書類

(略)

なお、転入届又は転居届と併せて、発行の申請を行う場合で
あつて、当該代理人が申請者／利用者と同一世帯人 又は法定代
理人であるときは、回答書は不要とする。

本回答書に記載された暗証番号については、代理人が当該暗
証番号を知り得ることのないよう、申請者／利用者に隠蔽シー
ルを貼付し又は当該回答書を封筒に封入・封緘する措置を講じ
させなければならない。回答書が不要な場合においても、暗証
番号については、代理人が当該暗証番号を知り得ることのない
よう、申請者／利用者
に隠蔽シールを貼付し又は封筒に封入・封緘する措置を講じた書
類を代理人に提出させなければならない。

(略)

(イ) 代理人の本人性確認

A 本人確認書類の提示要求（法第3条第3項、法第22条第3項、規則第5条、規則第41条、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第26号）附則第2条）

代理人と委任状又は戸籍謄本等に記載された人物が同一であることを確認するため、代理人より、次の(A)から(E)に掲げるいずれかの書類又は電磁的記録であって、代理人が当該代理人本人であることを確認するため住所地区町村長が適当と認めるものの提示又は送信を受け、その記載内容や写真と当該委任状の記載内容を照合し、代理人本人に相違ないことを確認する。ただし、申請者／利用者が特定年齢未満申請者であり、かつ、その者に係る出生の届出と同時に新規発行の申請をする場合には不要とする。

(A) 個人番号カード又はカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録（当該電磁的記録の送信が番号利用法第18条の3第1項の規定による認定を受けたプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第2条第2項に規定するプログラムをいう。以下同じ。）と同等の機能を有するものを用いて行われ、当該電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認（番号利用法第18条の4第1項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）が行われるものに限る。）

(B) ～ (E) (略)

B 住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合及び住基カード又は個人番号カードの運用状況の確認（住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カードが提示された場合）

(イ) 代理人の本人性確認

A 本人確認書類の提示要求（法第3条第3項、法第22条第3項、規則第5条、規則第41条、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第26号）附則第2条）

代理人と委任状又は戸籍謄本等に記載された人物が同一であることを確認するため、代理人より、次の(A)から(E)に掲げるいずれかの書類であって、代理人が当該代理人本人であることを確認するため住所地区町村長が適当と認めるものの提示を受け、その記載内容や写真と当該委任状の記載内容を照合し、代理人本人に相違ないことを確認する。ただし、申請者／利用者が特定年齢未満申請者であり、かつ、その者に係る出生の届出と同時に新規発行の申請をする場合には不要とする。

(A) 個人番号カード

(B) ～ (E) (略)

B 住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合及び住基カード又は個人番号カードの運用状況の確認（住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カードが提示された場合）

本人確認書類として住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カード（顔認証カードを除く。）が提示された場合は、統合端末の操作者の認証を行った上で、当該統合端末にて代理人に当該住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合を行わせることにより、より確実な本人性の確認を行う。顔認証カードが提示された場合又は暗証番号の照合に失敗した場合は、平成21年4月20日以後に交付された基本4情報が記載されている住基カード又は個人番号カードについて、半導体集積回路に記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認できた場合 及び申請者／利用者に係る住民票の記載事項その他の市町村長が適当と認める事項の申告を受ける場合を除いて、受付不可とする。

(略)

本人確認書類として住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カード（顔認証カードを除く。）が提示された場合は、統合端末の操作者の認証を行った上で、当該統合端末にて代理人に当該住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合を行わせることにより、より確実な本人性の確認を行う。顔認証カードが提示された場合又は暗証番号の照合に失敗した場合は、平成21年4月20日以後に交付された基本4情報が記載されている住基カード又は個人番号カードについて、半導体集積回路に記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認できた場合を除いて、受付不可とする。

(略)

カ～ク (略)

(削除)

(削除)

2 電子証明書の失効

(略)

(1) 利用者による申請／秘密鍵の漏えい等届出に基づく電子証明書の失効（本人の場合）

(ア) (略)

(イ) 利用者の本人性確認

A (略)

B 住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合及び住基カード又は個人番号カードの運用状況の確認（住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カードが提示された場合）

本人確認書類として住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カード（顔認証カードを除く。）が提示された場合は、統合端末の操作者の認証を行った上で、当該統合端末にて利用者に当該住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合を行わせることにより、より確実な本人性の確認を行う。顔認証カードが提示された場合又は暗証番号の照合に失敗した場合は、平成21年4月20日以後に交付された基本4情報が記載されている住基カード又は個人番号カードについて、半導体集積回路に記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認できた場合 及び申請者／利用者に係る住民票の記載事項その他の市町村長が適当と認める事項の申告を受ける場合を除いて、受付不可とする。

(ウ) ～ (キ) (略)

カ～ク (略)

ケ 交付記録簿の記載事項

1－(1)－ケに準ずる。

コ 交付記録簿の様式例

1－(1)－コに準ずる。

2 電子証明書の失効

(略)

(1) 利用者による申請／秘密鍵の漏えい等届出に基づく電子証明書の失効（本人の場合）

(ア) (略)

(イ) 利用者の本人性確認

A (略)

B 住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合及び住基カード又は個人番号カードの運用状況の確認（住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カードが提示された場合）

本人確認書類として住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カード（顔認証カードを除く。）が提示された場合は、統合端末の操作者の認証を行った上で、当該統合端末にて利用者に当該住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合を行わせることにより、より確実な本人性の確認を行う。顔認証カードが提示された場合又は暗証番号の照合に失敗した場合は、平成21年4月20日以後に交付された基本4情報が記載されている住基カード又は個人番号カードについて、半導体集積回路に記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認できた場合を除いて、受付不可とする。

(ウ) ～ (キ) (略)

イ～キ (略)

(2) 利用者による申請／秘密鍵の漏えい等届出に基づく電子証明書の失効
(代理人の場合)

ア 事務手順

イ 電子証明書失効申請／秘密鍵漏えい等届出書 (代理人) の記載事項

(ア)～(ツ) (略)

(テ) (略)

ウ～カ (略)

(3) (略)

3 認証業務情報の開示請求の受付

(1) 開示請求者による認証業務情報の開示請求の受付 (本人の場合)

ア 事務手順

(ア) 開示請求書の受理

A・B (略)

(イ) 開示請求者の本人性確認

A 本人確認書類の提示／提出要求 (規則第 75 条、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (平成 24 年総務省令第 26 号) 附則第 2 条)

(略)

(A)～(E) (略)

(F) 開示請求について、開示請求者が本人であること及び当該開示請求が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市区町村長が適当と認める方法により当該開示請求者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市区町村長が適当と認める書類

回答書とは、開示請求者本人又は代理人が送付を依頼した開示請求について、開示請求者が本人であること及び当該開示請求が本人の意思に基づくものであることを確認するための照会書への回答書である。依頼時において、可能な範囲内での依頼者の

イ～キ (略)

(2) 利用者による申請／秘密鍵の漏えい等届出に基づく電子証明書の失効
(代理人の場合)

ア 事務手順

イ 電子証明書失効申請／秘密鍵漏えい等届出書 (代理人) の記載事項

(ア)～(ツ) (略)

(ト) (略)

ウ～カ (略)

(3) (略)

3 認証業務情報の開示請求の受付

(1) 開示請求者による認証業務情報の開示請求の受付 (本人の場合)

ア 事務手順

(ア) 開示請求書の受理

A・B (略)

(イ) 開示請求者の本人性確認

A 本人確認書類の提示／提出要求 (規則第 75 条、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (平成 24 年総務省令第 26 号) 附則第 2 条)

(略)

(A)～(E) (略)

(F) 開示請求について、開示請求者が本人であること及び当該開示請求が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市区町村長が適当と認める方法により当該開示請求者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市区町村長が適当と認める書類

回答書とは、開示請求者本人又は代理人が、来庁し、送付を依頼した開示請求について、開示請求者が本人であること及び当該開示請求が本人の意思に基づくものであることを確認するための照会書への回答書である。依頼時において、可能な範囲内で

本人性の確認、開示請求者の実在性の確認及び開示請求書の提示が必要となる。当該様式は住所地市区町村長が定めるものであるが、参考までに基本事項及び個別事項についての様式の例を示せば、3-(1)-エ、オに掲げるとおりである。

(略)

B・C (略)

(ウ)～(カ) (略)

イ～オ (略)

(2) 開示請求者による認証業務情報の開示請求の受付（代理人の場合）

ア 事務手順

(ア) 開示請求書その他の必要書類の受理

A・B (略)

C その他の必要書類

開示請求者の代理人として開示請求を行おうとする者に対し、開示請求書に加え、次に掲げる書類を提示又は提出させなければならない（規則第75条）。

(A) 開示請求者本人の署名又は記名押印がある委任状（代理人が法定代理人である場合にあつては、戸籍謄本等）。ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村長の判断により、戸籍謄本等を省略することができる。

(B) (略)

(イ)～(カ) (略)

イ～オ (略)

4～6 (略)

第3 国外転出者に係る認証業務等

1 電子証明書の発行

(1) 申請者／利用者による申請に基づく電子証明書の新規発行／更新（本人の

の依頼者の本人性の確認、開示請求者の実在性の確認及び開示請求書の提示が必要となる。当該様式は住所地市区町村長が定めるものであるが、参考までに基本事項及び個別事項についての様式の例を示せば、3-(1)-エ、オに掲げるとおりである。

(略)

B・C (略)

(ウ)～(カ) (略)

イ～オ (略)

(2) 開示請求者による認証業務情報の開示請求の受付（代理人の場合）

ア 事務手順

(ア) 開示請求書その他の必要書類の受理

A・B (略)

C その他の必要書類

開示請求者の代理人として開示請求を行おうとする者に対し、開示請求書に加え、次に掲げる書類を提示又は提出させなければならない（規則第75条）。

(A) 開示請求者本人の署名又は記名押印がある委任状（代理人が法定代理人である場合にあつては、戸籍謄本その他の法定代理人であることを示す書類）

(B) (略)

(イ)～(カ) (略)

イ～オ (略)

4～6 (略)

第3 国外転出者に係る認証業務等

1 電子証明書の発行

(1) 申請者／利用者による申請に基づく電子証明書の新規発行／更新（本人の

場合)

ア 事務手順

(ア) (略)

(イ) 申請者／利用者の本人性確認

A 本人確認書類の提示／提出要求（法第3条の2第2項において準用する法第3条第3項、法第22条の2第2項において準用する法第22条第3項、規則第5条、規則第41条、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条）

附票管理市区町村において申請があった場合には、申請者／利用者と申請書に記載された人物が同一であることを確認するため、申請者／利用者より、原則個人番号カード （有効期間内又は個人番号カードに添付された写真と申請者／利用者の同一性を確認すること等により交付申請者が本人であることを確認できた場合に限り個人番号カードの有効期間満了の日から6月以内に限り。） 又は旅券その他附票管理市区町村長が適当と認めるものの提示若しくは提出を受け、その記載内容や写真と当該申請書の記載内容を照合し、申請者／利用者本人に相違ないことを確認する。なお、適切な書類による確実な確認が行えない場合は、受付不可とする。また、提示又は提出された本人確認書類と申請書の間に齟齬が見つかった場合には、必要に応じて申請者／利用者に質問等を行い、事実関係を明らかにする。氏名、国外転出届に記載した国外転出（予定）日、生年月日、男女の別その他申請書の内容に疑義が生じた場合は、受付不可とする。

(略)

B 住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合及び住基カード又は個人番号カードの運用状況の確認（住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カードが提示された場合）

附票管理市区町村において申請があった場合に本人確認書類と

場合)

ア 事務手順

(ア) (略)

(イ) 申請者／利用者の本人性確認

A 本人確認書類の提示／提出要求（法第3条の2第2項において準用する法第3条第3項、法第22条の2第2項において準用する法第22条第3項、規則第5条、規則第41条、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条）

附票管理市区町村において申請があった場合には、申請者／利用者と申請書に記載された人物が同一であることを確認するため、申請者／利用者より、原則個人番号カード又は旅券その他附票管理市区町村長が適当と認めるものの提示若しくは提出を受け、その記載内容や写真と当該申請書の記載内容を照合し、申請者／利用者本人に相違ないことを確認する。なお、適切な書類による確実な確認が行えない場合は、受付不可とする。また、提示又は提出された本人確認書類と申請書の間に齟齬が見つかった場合には、必要に応じて申請者／利用者に質問等を行い、事実関係を明らかにする。氏名、国外転出届に記載した国外転出（予定）日、生年月日、男女の別その他申請書の内容に疑義が生じた場合は、受付不可とする。

(略)

B 住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合及び住基カード又は個人番号カードの運用状況の確認（住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カードが提示された場合）

附票管理市区町村において申請があった場合に本人確認書類と

して住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カード（顔認証カードを除く。）が提示された場合は、統合端末の操作者の認証を行った上で、当該統合端末にて申請者／利用者に当該住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合を行わせることにより、より確実な本人性の確認を行う。顔認証カードが提示された場合又は暗証番号の照合に失敗した場合は、平成21年4月20日以後に交付された基本4情報が記載されている住基カード又は個人番号カードについて、半導体集積回路に記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認できた場合及び申請者／利用者に係る戸籍の附票の記載事項その他の市町村長が適当と認める事項の申告を受ける場合を除いて、受付不可とする。

（略）

（ウ）～（ク） （略）

（ケ） 交付状況の記録

電子証明書の交付の状況に関して、申請者／利用者から徴収した電子証明書の発行に係る手数料の機構への支払いなど事務の適正・迅速な処理に資するよう、住所地市区町村長において交付状況を適宜記録することが適当である。

イ～ク （略）

（削除）

して住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カード（顔認証カードを除く。）が提示された場合は、統合端末の操作者の認証を行った上で、当該統合端末にて申請者／利用者に当該住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合を行わせることにより、より確実な本人性の確認を行う。顔認証カードが提示された場合又は暗証番号の照合に失敗した場合は、平成21年4月20日以後に交付された基本4情報が記載されている住基カード又は個人番号カードについて、半導体集積回路に記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認できた場合を除いて、受付不可とする。

（略）

（ウ）～（ク） （略）

（ケ） 交付状況の記録

電子証明書の交付の状況に関して、新規発行／更新申請書に追記した事務処理上の項目について後日容易に把握できるよう、適宜まとめ、記録簿に記録しておくことが適当である。

なお、当該記録簿は、事務の適正・迅速な処理に資するよう、定型的な様式を作成し、原則としてこれに記載することとするのが適当である。参考までに基本事項及び個別事項についての様式の例を示せば、1-(1)-ケ、コに掲げるとおりである。

イ～ク （略）

ケ 交付記録簿の記載事項

当該記録簿には、事務の適正・迅速な処理に資するよう、電子証明書の種類ごとに以下の点について留意することが望ましい。

（ア）受付年月日

証明書新規発行／更新の申請を受け、発行した年月日を記載する。

(削除)

(2) 申請者／利用者による申請に基づく電子証明書の新規発行／更新（代理人の場合）

ア 事務手順

(ア) 新規発行／更新申請書その他の必要書類の受理

A・B (略)

C その他の必要書類

申請者／利用者の代理人として電子証明書の交付を受けようとする者に対し、新規発行／更新申請書に加え、次に掲げる書類を提示又は提出させなければならない（規則第5条第2項及び第3項、規則第41条第2項及び第3項）。

(A) 申請者／利用者本人の署名又は記名押印がある委任状（代理人

(イ) 電子証明書発行のための通信件数

一度の発行申請に基づく発行手続の過程で、機構に電子証明書の発行要求を送信し、受信に成功した件数の1日の総計を記載する。

(ウ) 電子証明書の交付件数

上述(イ)のうち、後述(カ)破棄／職権失効数を除き、交付に至った件数について記載する。

(エ) 電子証明書の有償の交付件数

上述(ウ)のうち、所定の手数料を徴収して交付した件数を記載する。

(オ) 電子証明書の無償の交付件数

上述(ウ)のうち、無償で証明書を交付した件数を記載する。

(カ) 破棄／職権失効件数

一度の発行申請に基づく発行手続の過程で、1-(1)-ア-(キ)-Aにおける破棄及びその他の手続誤り等による職権失効を行った件数の1日の総計を記載する。

コ 交付記録簿の様式例

(略)

(2) 申請者／利用者による申請に基づく電子証明書の新規発行／更新（代理人の場合）

ア 事務手順

(ア) 新規発行／更新申請書その他の必要書類の受理

A・B (略)

C その他の必要書類

申請者／利用者の代理人として電子証明書の交付を受けようとする者に対し、新規発行／更新申請書に加え、次に掲げる書類を提示又は提出させなければならない（規則第5条第2項及び第3項、規則第41条第2項及び第3項）。

(A) 申請者／利用者本人の署名又は記名押印がある委任状（代理人

が法定代理人である場合にあつては、戸籍謄本等)。ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村長の判断により、戸籍謄本等を省略することができる。

(B) (略)

回答書とは、申請者／利用者本人又は代理人が送付を依頼した電子証明書の新規発行／更新の申請について、申請者／利用者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するための照会書への回答書である。依頼時において、可能な範囲内での依頼者の本人性の確認、申請者／利用者の実在性の確認及び新規発行／更新申請書の提示が必要となる。

(略)

(イ) 代理人の本人性確認

A 本人確認書類の提示要求（法第3条第3項、法第22条第3項、規則第5条、規則第41条、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第26号）附則第2条）

代理人と委任状又は戸籍謄本等に記載された人物が同一であることを確認するため、代理人より、次の(A)から(E)に掲げるいずれかの書類又は電磁的記録であつて、代理人が当該代理人本人であることを確認するため附票管理市区町村長が適当と認めるものの提示又は送信を受け、その記載内容や写真と当該委任状の記載内容を照合し、代理人本人に相違ないことを確認する。

(A) 個人番号カード又はカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電

が法定代理人である場合にあつては、戸籍謄本その他の法定代理人であることを示す書類)

(B) (略)

回答書とは、申請者／利用者本人又は代理人が来庁し、送付を依頼した電子証明書の新規発行／更新の申請について、申請者／利用者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するための照会書への回答書である。依頼時において、可能な範囲内での依頼者の本人性の確認、申請者／利用者の実在性の確認及び新規発行／更新申請書の提示が必要となる。

(略)

(イ) 代理人の本人性確認

A 本人確認書類の提示要求（法第3条第3項、法第22条第3項、規則第5条、規則第41条、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第26号）附則第2条）

代理人と委任状又は戸籍謄本等に記載された人物が同一であることを確認するため、代理人より、次の(A)から(E)に掲げるいずれかの書類であつて、代理人が当該代理人本人であることを確認するため附票管理市区町村長が適当と認めるものの提示を受け、その記載内容や写真と当該委任状の記載内容を照合し、代理人本人に相違ないことを確認する。

(A) 個人番号カード

磁的記録(当該電磁的記録の送信が番号利用法第18条の3第1項の規定による認定を受けたプログラムと同等の機能を有するものを用いて行われ、当該電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認(番号利用法第18条の4第1項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。))が行われるものに限る。)

(B) ~ (E) (略)

B 住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合及び住基カード又は個人番号カードの運用状況の確認(住基カード(基本4情報が記載されているものに限る。))又は個人番号カードが提示された場合)

本人確認書類として住基カード(基本4情報が記載されているものに限る。))又は個人番号カード(顔認証カードを除く。))が提示された場合は、統合端末の操作者の認証を行った上で、当該統合端末にて代理人に当該住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合を行わせることにより、より確実な本人性の確認を行う。顔認証カードが提示された場合又は暗証番号の照合に失敗した場合は、平成21年4月20日以後に交付された基本4情報が記載されている住基カード又は個人番号カードについて、半導体集積回路に記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認できた場合及び申請者/利用者に係る戸籍の附票の記載事項その他の市町村長が適当と認める事項の申告を受ける場合を除いて、受付不可とする。

(B) ~ (E) (略)

B 住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合及び住基カード又は個人番号カードの運用状況の確認(住基カード(基本4情報が記載されているものに限る。))又は個人番号カードが提示された場合)

本人確認書類として住基カード(基本4情報が記載されているものに限る。))又は個人番号カード(顔認証カードを除く。))が提示された場合は、統合端末の操作者の認証を行った上で、当該統合端末にて代理人に当該住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合を行わせることにより、より確実な本人性の確認を行う。顔認証カードが提示された場合又は暗証番号の照合に失敗した場合は、平成21年4月20日以後に交付された基本4情報が記載されている住基カード又は個人番号カードについて、半導体集積回路に記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認できた場合を除いて、受付不可とする。

ク (略)

(削除)

(削除)

2 電子証明書の失効

(1) 利用者による申請／秘密鍵の漏えい等届出に基づく電子証明書の失効（本人の場合）

ア 事務手順

(ア) (略)

(イ) 利用者の本人性確認

A (略)

B 住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合及び住基カード又は個人番号カードの運用状況の確認（住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カードが提示された場合）

本人確認書類として住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カード（顔認証カードを除く。）が提示された場合は、統合端末の操作者の認証を行った上で、当該統合端末にて利用者に当該住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合を行わせることにより、より確実な本人性の確認を行う。顔認証カードが提示された場合又は暗証番号の照合に失敗した場合は、平成21年4月20日以後に交付された基本4情報が記載されている住基カード又は個人番号カードについて、半導体集積回路に記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認できた場合及び申請者／利用者に係る戸籍の附票の記載事項その

ク (略)

ケ 交付記録簿の記載事項

1-(1)-キに準ずる。

コ 交付記録簿の様式例

1-(1)-クに準ずる。

2 電子証明書の失効

(1) 利用者による申請／秘密鍵の漏えい等届出に基づく電子証明書の失効（本人の場合）

ア 事務手順

(ア) (略)

(イ) 利用者の本人性確認

A (略)

B 住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合及び住基カード又は個人番号カードの運用状況の確認（住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カードが提示された場合）

本人確認書類として住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）又は個人番号カード（顔認証カードを除く。）が提示された場合は、統合端末の操作者の認証を行った上で、当該統合端末にて利用者に当該住基カード又は個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合を行わせることにより、より確実な本人性の確認を行う。顔認証カードが提示された場合又は暗証番号の照合に失敗した場合は、平成21年4月20日以後に交付された基本4情報が記載されている住基カード又は個人番号カードについて、半導体集積回路に記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認できた場合を除いて、受付不可とする。

他の市町村長が適当と認める事項の申告を受ける場合を除いて、受付不可とする。

(略)

(ウ) ~ (ツ) (略)

イ~ク (略)

(2) 利用者による申請／秘密鍵の漏えい等届出に基づく電子証明書の失効（代理人の場合）

ア (略)

イ 電子証明書失効申請／秘密鍵漏えい等届出書（代理人）の記載事項

(ア) ~ (ツ) (略)

(テ) ~ (ナ) (略)

ウ・エ (略)

(3) (略)

3 認証業務情報の開示請求の受付

(1) (略)

(2) 開示請求者による認証業務情報の開示請求の受付（代理人の場合）

ア 事務手順

(ア) 開示請求書その他の必要書類の受理

A・B (略)

C その他の必要書類

開示請求者の代理人として開示請求を行おうとする者に対し、開示請求書に加え、次に掲げる書類を提示又は提出させなければならない（規則第75条）。

(A) 開示請求者本人の署名又は記名押印がある委任状（代理人が法定代理人である場合にあつては、戸籍謄本等）。ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村長の判断により、戸籍謄本等を省略することができる。

(略)

(ウ) ~ (ツ) (略)

イ~ク (略)

(2) 利用者による申請／秘密鍵の漏えい等届出に基づく電子証明書の失効（代理人の場合）

ア (略)

イ 電子証明書失効申請／秘密鍵漏えい等届出書（代理人）の記載事項

(ア) ~ (ツ) (略)

(ソ) ~ (チ) (略)

ウ・エ (略)

(3) (略)

3 認証業務情報の開示請求の受付

(1) (略)

(2) 開示請求者による認証業務情報の開示請求の受付（代理人の場合）

ア 事務手順

(ア) 開示請求書その他の必要書類の受理

A・B (略)

C その他の必要書類

開示請求者の代理人として開示請求を行おうとする者に対し、開示請求書に加え、次に掲げる書類を提示又は提出させなければならない（規則第75条）。

(A) 開示請求者本人の署名又は記名押印がある委任状（代理人が法定代理人である場合にあつては、戸籍謄本その他の法定代理人であることを示す書類）

(B) (略)

(B) (略)

(イ)～(カ) (略)

イ 開示請求書(代理人)の記載事項

(ア)～(コ) (略)

(サ) 代理人の電話番号

上述(コ) 開示請求者の電話番号に準ずる。

(シ) (略)

(ス) 代理人のメールアドレス

上述(シ) 開示請求者のメールアドレスに準ずる。

(ソ)～(ヌ) (略)

ウ～オ (略)

4～6 (略)

第4 その他附帯業務

1・2 (略)

3 電子証明書の一時的保留解除等

電子証明書は、個人番号カードに格納されるため、カードが紛失等によって一時停止状態となると、それに伴い電子証明書も一時保留状態になる。また、紛失した個人番号カードが後日発見された場合、一旦一時保留状態となった電子証明書は、失効させる必要があるため、その旨を利用者又は代理人に説明し、失効申請に基づいて電子証明書の失効を行う。

この際、一時的保留状態となっている個人番号カードについては、個人番号カード運用状況を運用中とする(個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第7-6)。

あわせて、必要に応じて、新たな電子証明書の発行申請を求め、発行処理を行う。

4 申請書等の保存

(1) 保存対象文書

市区町村長は、以下に掲げる、法、令及び規則等に基づく申請書その他の

(イ)～(カ) (略)

イ 開示請求書(代理人)の記載事項

(ア)～(コ) (略)

(サ) 代理人の電話番号

上述(ケ) 開示請求者の電話番号に準ずる。

(シ) (略)

(ス) 代理人のメールアドレス

上述(ケ) 開示請求者の電話番号に準ずる。

(ソ)～(ヌ) (略)

ウ～オ (略)

4～6 (略)

第4 その他附帯業務

1・2 (略)

3 電子証明書の一時的保留解除等

電子証明書は、個人番号カードに格納されるため、カードが紛失等によって一時停止状態となると、それに伴い電子証明書も一時保留状態になる。また、紛失した個人番号カードが後日発見された場合、一旦一時保留状態となった電子証明書は、失効させる必要があるため、その旨を利用者又は代理人に説明し、失効申請に基づいて電子証明書の失効を行う。

あわせて、必要に応じて、新たな電子証明書の発行申請を求め、発行処理を行う。

4 申請書等の保存

(1) 保存対象文書

市区町村長は、以下に掲げる、法、令及び規則等に基づく申請書その他の書類を保存しなければならない。

書類を保存しなければならない。

ア～ケ (略)

(削除)

(略)

ア～ケ (略)

コ 交付記録簿

(略)